

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 12 月 23 日

申請者 氏名又は名称 ^{フリガナ} ^{ワイワイギョウ} 株式会社 D・Y工業
住所 奈良県大和高田市大字勝目90番地5
代表者氏名 ^{フリガナ} ^{ドイ ノリマサ} 代表取締役 土井 規誠
電話番号 0745-27-4769
FAX番号 0745-27-4769
メールアドレス nori.nori.0606.h6@gmail.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 _____ / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 6 年 12 月 23 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 D・Y工業
住 所 奈良県大和高田市大字勝目90番地5
代表者氏名 代表取締役 土井 規誠

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 ドイ ノリマサ 土井 規誠	
取締役 コメダ タカオ 米田 隆雄	
事業の範囲	土木建築工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称	株式会社 D・Y工業
上記事業所の所在地	郵便番号 635-0042 住所 奈良県大和高田市大字勝目90番地5 電話番号 0745-27-4769 FAX番号 0745-27-4769 メールアドレス nori.nori.0606.h6@gmail.com
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
土井 規誠	第308848号

当該給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

機 械 器 具 調 書

令和 6 年 12 月 23 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考
切断用機械器具	金切りのこ パイプカッター	鉄管用、銅管用 ビニール用	各5	
	エンジンカッター サンダー		2 5	
	リングパイプカッター	1		
	高速カッター	2		
	フレアツール	銅管、ステン	2	
	加工用機械器具	パイプねじ切り器	15-20A	
15-50A			4	
やすり		50-100A	1	
		300平型判丸型	2	
接合用機械器具	トーチランプ	ガスボンベ式	10	
	パイプレンチ・スパナ等		10	
	インパクト		3	
水圧テスト ポンプ	水圧テストポンプ	手動式	3	
		自動式	2	

（注）種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 6 年 12 月 23 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 D・Y工業

住 所 奈良県大和高田市大字勝目90番地5

代表者氏名 代表取締役 土井 規誠

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県大和高田市大字勝目90番地5
株式会社D・Y工業

会社法人等番号	1500-01-024100		
商号	株式会社D・Y工業		
本店	奈良県大和高田市大字勝目90番地5		
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。		
会社成立の年月日	令和2年10月2日		
目的	1. 土木建築工事業 2. 前号に附帯または関連する一切の事業		
発行可能株式総数	1000株		
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 500株		
資本金の額	金500万円		
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、これを譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。		
役員に関する事項	取締役	米田 隆雄	
	取締役	土井 規誠	
		奈良県大和高田市大字秋吉107番地	
		代表取締役 米田 隆雄	
		令和 4年10月 1日辞任	
		令和 4年10月 6日登記	
	奈良県大和高田市大字勝目90番地5		
	代表取締役 土井 規誠		
	令和 4年10月 1日就任		
	令和 4年10月 6日登記		
登記記録に関する事項	設立	令和 2年10月 2日登記	

奈良県大和高田市大字勝目90番地5
株式会社D・Y工業



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 6年12月19日

奈良地方法務局葛城支局
登記官

畑 山 尚 江



定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社 D・Y 工業と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木建築工事業
2. 前号に附帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を奈良県大和高田市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社が発行することのできる株式の総数は、1,000 株とする。

(株券の不発行)

第 6 条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社が発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、これを譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第 8 条 当社は、相続その他の一般承継により、当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第 9 条 株式取得者が、株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得

者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法務省令で定める場合は株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、請求しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第12条 株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社の所定の書式により、その氏名・住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。これらを変更した場合も同様とする。

2 当社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

(基準日)

第13条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要があるときは、取締役の過半数の決定をもって、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株 主 総 会

(招集及び招集権者)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時、必要に応じて招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、社長たる取締役がこれを招集する。社長たる取締役に事故若しくは支障があるときは、予め定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

3 株主総会を招集するには、会日より3日前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、この招集通知は、法令に別段の定めがある場合を除き、書面であることを要しない。

4 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決権を有する株主全員の同意があるときは招集手続きを経ることなく開催することができる。

(議 長)

第 15 条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。

- 2 社長たる取締役に事故若しくは支障があるときは、他の取締役が議長になり、取締役全員に事故があるときは、当該株主総会において、出席株主のうちから議長を選出する。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、総会ごとに、代理権を証する書面を提出しなければならない。

- 2 前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、2 人以上の代理人を選任することはできない。

(総会議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役が、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、10 年間本店に備え置く。

第 4 章 取 締 役

(取締役の員数)

第 19 条 当会社には、取締役 1 名以上を置く。

(取締役の選任)

第 20 条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- 2 前項の選任については、累積投票の方法によらない。

(取締役の資格)

第 21 条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。

2 補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第 23 条 当会社が取締役を複数名置く場合には、株主総会の決議により、代表取締役 1 名以上を定め、そのうち 1 名の代表取締役をもって社長とする。

2 当会社に置く取締役が 1 名の場合には、その取締役を代表取締役社長とする。

(取締役に対する報酬等)

第 24 条 取締役に対する報酬等は、株主総会の決議により定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 25 条 当会社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月末日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当)

第 26 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して支払う。

(配当金の除斥期間)

第 27 条 剰余金の配当が、支払いの提供をした日から 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れるものとする。

第 6 章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第 28 条 当会社の設立時発行株式の数は 500 株、その発行価額は 1 株につき金 10,000 円とする。

(設立に際して出資される財産の価額及び資本金の額)

第 29 条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金 5,000,000 円とする。

2 当会社成立後の資本金の額は、金 5,000,000 円とする。

(最初の事業年度)

第 30 条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和 3 年 9 月末日までとする。

(設立時取締役及び設立時代表取締役)

第 31 条 当社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 米田 隆雄

設立時取締役 土井 規誠

奈良県大和高田市大字秋吉 107 番地

設立時代表取締役 米田 隆雄

(発起人の氏名、住所、割当を受ける株式数及びその払込金額)

第 32 条 発起人の氏名、住所、発起人が割り当てを受ける株式数及びその払込金額並びに現物出資は、次のとおりである。

奈良県大和高田市大字根成柿 186 番地の 22

高野 雅之 500 株 金 500 万円

(法令の準拠)

第 33 条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の関係法令に従う。

以上、株式会社 D・Y 工業を設立するため、発起人の定款作成代理人である行政書士杉山毅は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和 2 年 9 月 28 日

発 起 人 高野 雅之

上記発起人の定款作成代理人 行政書士 杉 山 毅



同一の情報の提供

提供の日付： 令和2年10月1日

公証人：

藤田義清



所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 奈良合同公証役場

奈良市大宮町3丁目4番33号

中井ビル3階

請求対象の登簿管理番号： 20-1401000802001581

1 請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の処理公証人： 藤田 義清

所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 奈良合同公証役場

奈良市大宮町3丁目4番33号

中井ビル3階

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一である。

現行のものと同量ありせん
令和6年12月23日

株式会社 D・Y 工業
代表取締役 土井規誠



第三〇八八四八号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

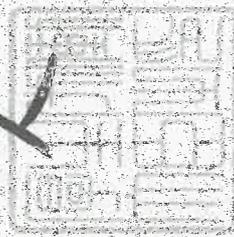
氏名 土井 規 誠

平成六年六月六日生

水道法昭和五十年法律第七十七号の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

令和三年二月十九日

厚生労働大臣 田村 憲久

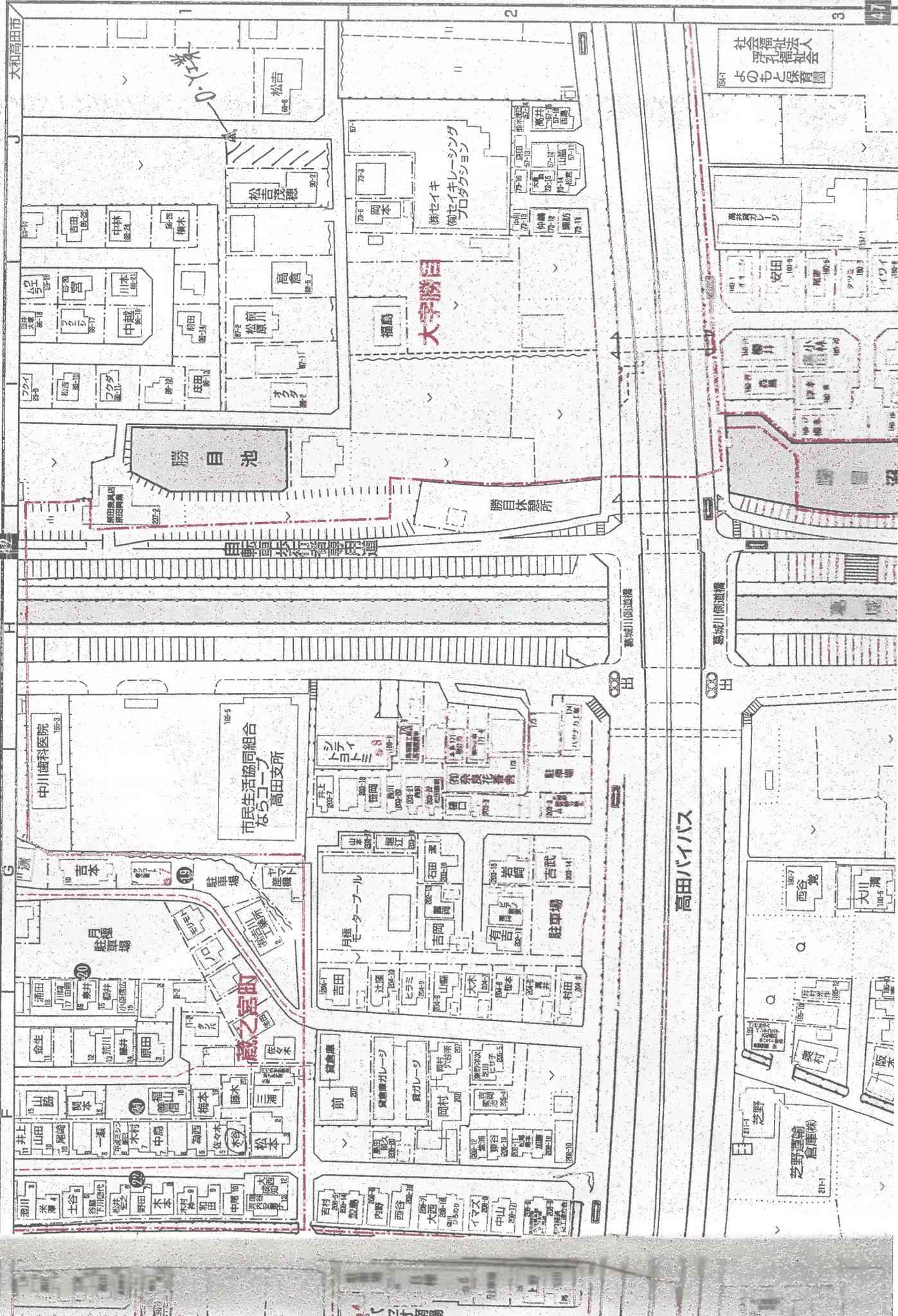


41	42	43
45	46	47
44	48	49

(株) 青澄不動産
 大和高田駅前ビル14-31
 TEL (0745) 52-4189
 FAX (0745) 52-2382

あかむね法律事務所
 奈良弁護士会所属 弁護士 赤宗 桂
 大和高田市大中08-2 徒歩5分 402号
 TEL 0745-22-2211 FAX 0745-24-3300

渡辺設備工業(株)
 大和高田駅前ビル14-31
 TEL 0745-22-1768 FAX 0745-22-1445



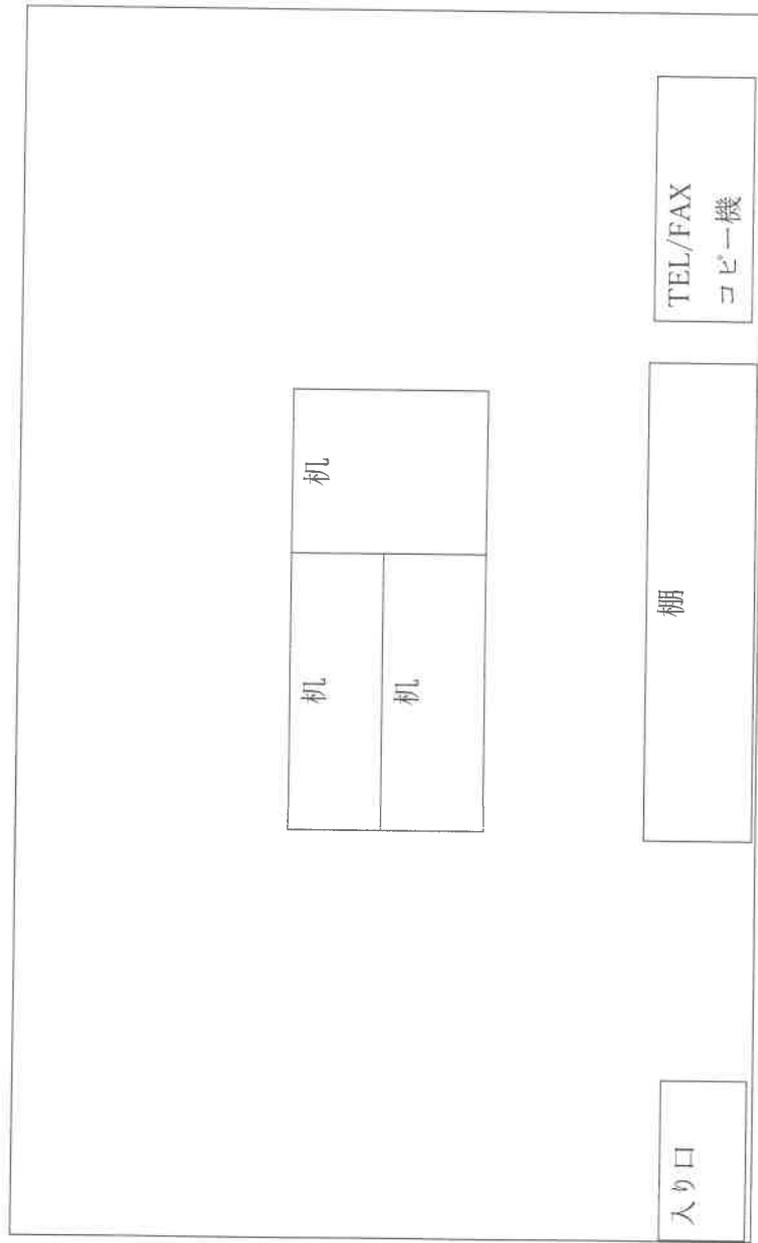
大学勝目

高田バイパス

蔵之宮町

0.0

事務所 見取図



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 12 月 23 日

申請者 ^{フリガナ}氏名又は名称 ^{イノリ コウギョウ}株式会社 D・Y工業
 住所 奈良県大和高田市大字勝目90番地5
^{フリガナ}代表者氏名 ^{ドイ ノリマサ}代表取締役 土井 規誠
 電話番号 0745-27-4769
 FAX番号 0745-27-4769
 メールアドレス nori.nori.0606.h6@gmail.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 6年 12月 23日

届出者

氏名又は名称 株式会社 D・Y工業

住 所 奈良県大和高田市大字勝目
90番地5

代表者氏名 代表取締役 土井 規誠

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 D・Y工業	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
土井 規誠	第308848号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

